

## 令和2年度 推進協議会での意見に対する対応方針

【令和2年12月2日 開催】

意見	対応方針
<p>近年、自然災害が頻発し、被害を受ける家屋もあることから、毎年、報告いただく住宅開発等の結果だけでなく、開発抑制などの対策についての方向性も示していただきたい。</p>	<p>都市再生特別措置法施行令の改正（施行：R3.10.1）に伴い、居住誘導区域から土砂災害特別警戒区域を除外する見直しを行ったほか、都市計画法の改正（施行：R4.4.1）に伴い、災害レッドゾーンにおける自己の住宅以外の開発が原則禁止されたところである。 今後、他都市の状況等を踏まえながら、プラン見直しの検討を進めていきたい。</p>
<p>立地適正化計画の誘導手法には、法的拘束力がない中で、市独自の手法を提案いただきたい。</p>	<p>他都市の状況等を踏まえながら、関係部局と連携し、手法等の検討を行っていきたい。</p>
<p>居住誘導区域外の生活利便施設の周辺に住宅が増えたかどうか、ある程度データが得られた段階で、報告いただきたい。</p>	<p>居住誘導区域外における生活利便施設周辺の住宅の立地動向について、今後、把握・分析を行ってきたい。</p>
<p>届出の事前相談段階で、事業者との協議について、今後のプランの見直しを検討するうえで、その事前協議によってどのような効果があったのか、検証していただきたい。</p>	<p>事前相談段階での協議により、開発規模を縮小する等の計画の変更はなかったところであるが、今後は、プラン見直しに向けて、協議を行った事業者のその後の開発動向や立地動向等を把握するなど、効果の検証も行っていきたい。</p>